

## 令和6年度 島本町監査計画

島本町監査基準第7条第1項の規定に基づき、令和6年度の島本町監査計画を次のとおり定める。

監査等の種類 (根拠法令)	監査等の対象	予定時期	実施体制
定例監査（財務監査及び行政監査） （地方自治法第199条第4項） （地方自治法第199条第2項）	全部局事務	4月及び 10月	監査委員2名 及び事務局
決算審査 （地方自治法第233条第2項） （地方公営企業法第30条第2項）	一般会計 各特別会計 水道事業会計 下水道事業会計	7月	監査委員2名 及び事務局
基金運用状況審査 （地方自治法第241条第5項）	土地開発基金		
健全化判断比率及び資金不足比率審査 （地方公共団体財政健全化法第3条第1項及び第22条第1項）	実質赤字比率 連結実質赤字比率 実質公債費比率 将来負担比率 資金不足比率	8月	監査委員2名 及び事務局
例月出納検査 （地方自治法第235条の2第1項）	一般会計 各特別会計 水道事業会計 下水道事業会計	毎月20日 （原則）	監査委員2名 及び事務局
工事技術監査 （地方自治法第199条第5項）	契約額250万円 以上の工事から監 査委員が選定する もの	下半期	事務局及び技 術士（外部委 託）

※ 本監査計画に定める監査等のほか、監査等を実施する必要性が生じた場合は、その都度協議し、実施する。